

平成 25 年度

練馬区協働事業提案制度

募集要項（案）

〔平成 26 年度事業実施分〕

平成 25 年 月

練 馬 区

1 はじめに

練馬区では、平成 21 年 12 月に新たな区政運営の指針として、平成 30 年代初頭を目標年次とする「練馬区基本構想」を策定し、区のめざす 10 年後の姿を「ともに築き 未来へつなぐ 人とみどりが輝く わがまち練馬」としました。また、基本構想を実現するための区政経営の基本姿勢の一つに「区民と区との協働のまちづくり」を掲げ、区民やさまざまな団体、事業者と区が、それぞれの持ち味を十分発揮しながら、地域の多様な課題の解決に力を合わせて取り組み、より良い練馬のまちをともに築いていけるよう、協働の仕組みづくりを進めることとしています。

これを踏まえ、平成 22 年 3 月には、町会・自治会や N P O ・ボランティア団体等のさまざまな活動団体との協働事業を一層推進する仕組みづくりに向け、「練馬区区民との協働指針」を策定しました。

練馬区協働事業提案制度は、この協働指針に基づく施策の一つであり、多様化・複雑化する地域課題に対して、町会・自治会や N P O ・ボランティア団体などの自由な発想や地域性、専門性、柔軟性を活かした事業を募集し、提案団体と区が、それぞれの持つ資源（知識、経験、人材、情報、資金など）を持ち寄り、力を合わせて課題解決に取り組むことで、「区民の協働事業への信頼性と参加意欲の向上」「区職員の協働事業への意識の向上とスキルアップ」を図りながら、「区民と区との協働のまちづくり」を推進することを目的とするものです。

【協働の定義】

多様な活動主体と区、または活動主体同士が、それぞれの役割を明確にし、互いの特性を理解・尊重したうえで、地域課題の解決という共通の目的に向かって、連携・協力して活動していくこと。

【協働の原則】

対等の原則、 相互理解の原則、 自主性の尊重の原則、 情報公開の原則、 自立化の原則、 目的共有の原則

（「練馬区区民との協働指針」より抜粋）

2 募集事業

次のいずれかの事業提案を募集します。なお、応募できるのは原則として、1 団体につき 1 事業とします。

(1) 区が協働で実施を予定している事業への提案

区が平成 26 年度に団体と協働で進めたいと考えている事業

現在、募集中

(2) 特定の分野に関する事業等への自由提案

次のア～カの分野から団体が自由に公共的課題を設定し、その課題解決にあたり、団体と区とが協働で取り組むことで、効果的な課題解決が期待できる事業の提案。

(区が負担する経費の上限額は 1 事業あたり 50 万円です。)

- ア 防災・防犯・防火・交通安全に関する事業
- イ 子育て支援、高齢者福祉、障害者福祉に関する事業
- ウ 健康づくりに関する事業、スポーツ活動の推進に関する事業
- エ 節電、リサイクル、みどりを育む活動に関する事業
- オ 都市農業・産業の振興に関する事業
- カ 上記ア～オ以外の分野で重要度・優先度が高い事業

(3) 平成 25 年度協働事業実施事業の継続提案

平成 24 年度練馬区協働事業提案制度(平成 25 年度実施事業分)により実施している事業で、継続して取り組む必要がある事業の提案。ただし、平成 24 年度および 25 年度に継続して実施している事業の提案はできません。

(区が負担する経費の上限額は、50 万円になります。)

3 事業の実施期間

この制度で実施する協働事業の期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに完了する事業です。複数年度にまたがる事業は提案できません。

なお、この制度で最大 1 年間継続実施することができます(継続の場合でも同様の審査があります)。

4 募集期間および提出先

平成 25 年 10 月 15 日（火）から 10 月 31 日（木）までに「9 応募時の提出書類」（7 P 参照）に記載している書類を下記の場所に提出してください。

受付時間 平日 午前 9 時から午後 5 時まで

練馬区区民生活事業本部地域文化部

地域振興課地域コミュニティ支援係（練馬区役所本庁舎 9 階）

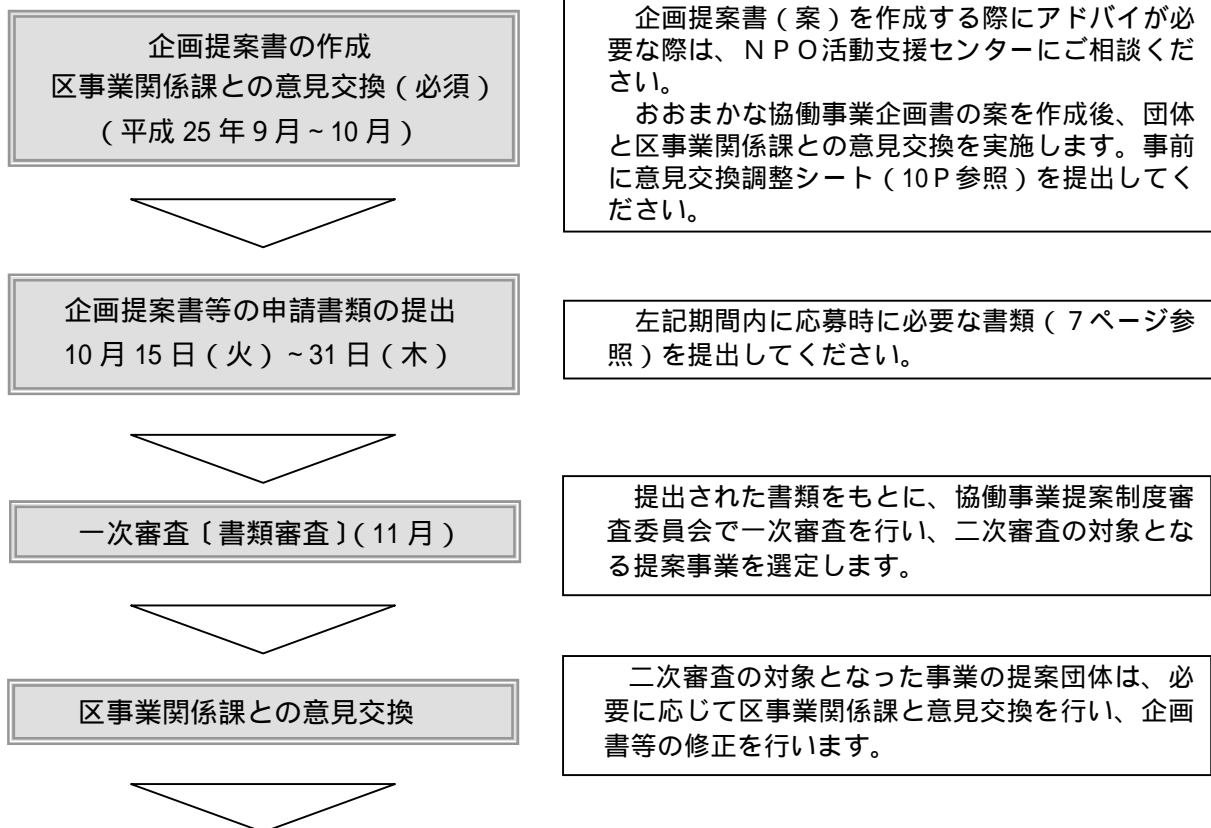
住所：練馬区豊玉北 6 丁目 12 番 1 号

電話：03 - 5984 - 1039（直通） FAX：03 - 3557 - 1351

電子メール：chiiki02@city.nerima.tokyo.jp

提出書類は直接ご提出ください。（提出にあたっては事前にご一報ください。）

5 事業の流れ



二次審査〔公開プレゼンテーション〕
(12月)

二次審査の対象となった事業の提案団体は、公開プレゼンテーションの場で提案事業の内容を説明し、審査委員からの質疑に対して応答していただきます。

候補事業の決定(平成26年1月)

区は、審査委員会の選定結果を踏まえ、協働事業の候補事業を決定します。

事業化に向けて協議
(平成26年2月～)

候補事業の提案団体は、区事業関係課と事業化に向けて、具体的な協議を行います。

事業化決定・協定書等の作成(3月)

候補事業の提案団体は、区事業関係課との協議が整った段階で、協働事業の実施にかかる協定書を作成し、取り交わします。
事業化の決定は、平成25年度予算の成立が条件となります。

事業実施(4月～)

中間評価(確認)(9月～10月)

事業実施団体と区事業関係課は、協働事業の進捗状況について確認を行います。確認結果に対して、練馬区区民協働推進会議の委員よりアドバイス等を行う場合があります。

事業完了(平成27年3月)

事業実施団体は、事業完了後、事業報告書を作成し、区へ提出していただきます。

最終評価〔公開事業報告会〕
(平成27年6月)

事業実施団体と区事業関係課は、協働事業の評価を行います。また、公開事業報告会に参加し、事業報告を行っていただきます。その後、練馬区区民協働推進会議が、協働事業の評価を行い、評価結果を公表していきます。

6 対象となる事業の要件

この制度で提案できる事業は、次に掲げるすべての要件を満たす事業です。

- (1) 募集事業 (1) ~ (3) のいずれかに該当する事業
- (2) 練馬区基本構想および長期計画等の実現に資する事業
- (3) 提案した団体が主体的に実施する事業
- (4) 公共性の高い事業で、具体的な効果または成果により、区民サービスの向上が見込まれる事業
- (5) 役割分担が明確かつ妥当で、協働での効果が見込まれる事業
- (6) 平成 27 年 3 月までに具体的な効果または成果が期待できる事業
- (7) 予算の見積もりなどが適切に積算できる事業

次の事項に該当する事業はこの制度の対象とはなりません。

- (1) 営利を目的とした事業 (事業実施に伴い参加費等の収入がある場合、その収入が事業に係る支出を上回る事業)
- (2) 事業の成果が特定の個人や団体だけに帰属する事業
- (3) 調査、研究、計画のみを目的とし、事業の実施期間中に事業の成果が区民に還元されない事業
- (4) 施設の建設や整備を目的とした事業
- (5) 地域住民の親睦を目的とした交流事業
- (6) 政治または宗教活動を目的とした事業
- (7) 国や地方公共団体 (練馬区を含む) などから助成等を受けている事業、または受ける予定のある事業

7 提案できる団体

この制度で提案できる団体は、町会・自治会、特定非営利活動法人、ボランティア活動団体等の地域活動団体および社会貢献活動を行う事業者などで次の要件をすべて満たす団体です (複数団体の共同提案可)。

- (1) 練馬区内に事業所が有り、区内で事業を実施している団体であること
- (2) 5 名以上の会員で組織されていること
- (3) 組織の運営に関する規則、規約、会則等があり、構成員名簿を備えていること
- (4) 予算・決算が適正に行われていること
- (5) 原則 1 年以上の活動実績があり、協働事業の業務を遂行できる能力と実績を有していること
- (6) 団体の責任者および連絡責任者が特定できること

- (7) 事業報告（公開事業報告会での報告を含む）および会計報告ができること
- (8) 宗教活動または政治活動を目的とした団体でないこと
- (9) 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。）にある者、若しくはその候補者、または政党を推薦し、支持し、またはこれらの反対することを目的とした団体でないこと
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと

8 事業経費

この制度で、練馬区が負担する経費の対象となるのは、事業実施に必要な経費のみ（下表のとおり）です。

区 分	内 容
人件費	事業の企画・準備・実施に係る人件費、法定福利費
諸謝金	外部講師、専門家への報償費
消耗品費	消耗品、事務用品など
印刷費	ポスター・チラシなどの印刷費
交通費	事業に関わるスタッフの交通費
保険料	ボランティア保険、行事保険、損害保険など
通信費	事業実施に必要な郵便など
賃借料	事業実施に伴う会場使用料、リース料
租税公課	事業実施に必要な印紙代
その他経費	その他事業を実施するために必要と認められる経費

次の経費は対象となりません。

- (1) 団体の構成員のみを対象とした講座、講演会に係る経費
- (2) 団体の構成員が講師となる講座、講演会などの講師謝礼
- (3) 団体運営に係る人件費
- (4) 備品（単価が 2 万円以上の物品）購入費
- (5) 事務所の賃借料（敷金・礼金等の経費含む）
- (6) 事務所の光熱水費
- (7) 団体の構成員を対象とした飲食費
- (8) その他事業実施に直接関わらない経費

留意事項

提案団体の自己資金、受益者から徴収する利用料、練馬区に負担を求める経費などを、協働事業収支予算書に記載してください。

練馬区が負担する経費については、各事業の上限額の範囲内で提案団体と区事業関係課との事業化に向けた協議の中で決定します。

事業終了後に、練馬区が負担した金額に残額が生じた場合には、精算をしていただくこととなります。

事業の提案に係る経費、区事業関係課との協議に係る経費（事業実施期間を除く）、事業終了後の報告に係る経費については、提案団体の負担となります。

9 応募時の提出書類

- (1) 協働事業企画提案書（第 1 号様式）
- (2) 協働事業企画書（第 2 号様式）
- (3) 協働事業収支予算書（第 3 号様式）
- (4) 団体概要書（第 4 号様式）
- (5) 団体の定款・規約・会則等
- (6) 団体の役員および事業に関わる者の氏名・住所を記載した名簿
- (7) 団体の現年度の事業計画書
- (8) 団体の前年度の事業報告書
- (9) 団体の活動がわかるもの（実施した事業のチラシなど A 4 用紙で 5 枚以下）

(1) ~ (4) の第 1 号様式から第 4 号様式は、区ホームページの「暮らしのガイド」>「お知らせ」>「地域活動団体からの協働事業提案を募集」のページからダウンロードできます。(5) ~ (9) の様式は任意です。

留意事項

提出いただいた書類等については、返却いたしません。

提出いただいた書類等は、個人情報を除き原則として情報公開の対象となります。平成 25 年度に実施している事業からの継続提案をする場合には、「協働事業企画書(第 2 号様式)」に今年度の取り組み状況や継続理由も含めて記載してください。

10 審査・選定

提案された事業については、学識経験者、各種団体の代表、公募区民、区職員で構成する協働事業提案制度審査委員会において、書類審査、公開プレゼンテーションによる審査を行い、協働事業に適した事業を選定します。

区は、審査委員会からの報告を踏まえ、協働事業の候補事業を決定します。

なお、審査は非公開で行いますが、審査・選定結果については、その理由等も含めて提案団体に通知するとともに、区ホームページ等で公開します。

審査の基準

審査基準	審査の視点
事業の 目的・公共性	<ul style="list-style-type: none"> ・解決する課題、ニーズが明確であること ・公共性が高い事業であること ・重要度、優先度が高い課題に対する事業であること
取り組み手段の 特性・妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・課題を解決する手段に特色・特徴があること ・団体の特性や過去の実績が活かされ、課題を解決するための手段として適切であること
事業の 実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業内容や事業計画が明確かつ適切であること（実施工程、実施規模、対象人数、実施場所など） ・事業実施に伴う人員体制が適切であること ・事業に必要な人材（専門性を有する者、経験者など）や機材が確保できること
効果・成果の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効果・成果が明確かつ適切であること
協働の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案団体が単独で取り組むより、効果的に事業の実施が期待できること ・役割分担が明確かつ適切であること（区に依存するような内容でないこと、区の資源を有効に活用できる内容になっていること）
事業の発展性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の発展、広がり、波及効果などが期待できること
事業経費の 妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・収支予算書の記載内容や積算根拠が明確かつ妥当であること ・事業経費に見合う効果・成果が期待できること

11 事業化に向けた協議

二次審査を通過し、協働事業の候補となった事業の提案団体と区事業関係課は、事業化に向けての協議を行います。協議が整った段階で、協働の協定書等を取り交わします。
なお、事業の実施については、平成 26 年度の予算成立が条件となります。

協議・確認事項 例

事業実施に向けての実施可能な計画の策定と役割分担
収支予算書の見直し、会計のルールの確認
事故やトラブルへの対応 など

留意事項

協議の結果、最終的に協議が整わなかった場合は、事業化を見送る場合もあります。
事業化へ向けての協議および実施過程において、事業の要件や提案団体の要件を満たしていないことが判明した場合には、事業を中止することとします。

12 情報の公開

制度運用の透明性を確保するため、個人情報に配慮しながら、提案団体名や提案された事業の概要については、区ホームページ等で公開していきます。

公開プレゼンテーションの対象となった提案事業については、協働事業企画書（第 2 号様式）および協働事業収支予算書（第 3 号様式）を、当日の資料として来場者へ配布します。

提出された書類等は、個人情報を除き原則として情報公開の対象となります。

協働事業提案制度 意見交換調整シート

協働事業提案制度において、企画提案書提出前に事業関係課と意見交換を実施します。このシートにおおまかな事業内容が分かる協働事業企画書を添付して地域振興課へファクスまたは電子メールでお送りください。提出いただいたシートをもとに、区事業関係課との意見交換の日時を調整し、ご連絡いたします。

なお、事業関係課との日時を調整する必要がありますので、本シート提出日と意見交換希望日の間が、5日以上になるようお願いいたします。

(ふりがな)		
団体名		
団体住所		
代表者	氏名	
	住所	
区からの 連絡先	氏名	
	住所	
	電話	(F A X)
	メール	
意見交換会で事業関係課に確認したい事項		
意見交換希望日時		<ul style="list-style-type: none"> ・意見交換の時間は、平日午前9時～午後5時の間で1事業1時間の予定です。 ・意見交換の期間は平成25年10月30日までです。 ・意見交換会は、原則、練馬区役所本庁舎内で行います。 <p>第1希望 ___月___日 ___時から</p> <p>第2希望 ___月___日 ___時から</p> <p>第3希望 ___月___日 ___時から</p> <p style="text-align: center;">事業関係課と調整のうえ、意見交換日時を連絡します。</p>
参加予定人数		会場の都合上3名以下でご参加ください。 ___名

この用紙は、区ホームページの「暮らしのガイド」>「お知らせ」>「地域活動団体からの協働事業提案を募集」からダウンロードができます。

応募時の提出書類様式

(第1号様式)(第4条関係)

協働事業企画提案書

練馬区長 宛

(提案団体)

団体名

代表者名

住所

印

練馬区協働事業提案事業について、下記のとおり提案します。

- 1 提案区分 区が協働で実施を予定している事業への提案
 特定分野に関する事業への自由提案
 平成25年度協働事業実施事業の継続提案
- 2 企画書 別紙「第2号様式」のとおり
- 3 収支予算書 別紙「第3号様式」のとおり
- 4 団体概要 別紙「第4号様式」のとおり

(添付書類)

- 1 団体の定款・規約・会則等【任意様式】
- 2 団体の構成員名簿【任意様式】
- 3 団体の事業計画書(現年度分)【任意様式】
- 4 団体の事業報告書(過去1年分)【任意様式】
- 5 活動内容がわかるチラシ(A4 5枚以内)

(第2号様式)(第4条関係)

協働事業企画書

1	提案団体名	
2	提案事業名	事業の目的や内容を表す、分かりやすい事業名を記載してください
3	事業の目的	事業の目的を記載してください 現状 課題 目指す状態
4	事業内容 実施体制	事業内容を記載してください 対象地域 対象者 実施期間 実施場所 参加予定人数 など 実施体制を記載してください 人員体制(責任者・スタッフ数・役割分担など) 他団体等との連携(予定している場合のみ) 団体の専門性や地域性、過去の実績などを活かした事業の場合は、特に貴団体が強調したい点を記載してください 実施内容や実施体制を簡潔に示すため、図表(任意様式)などの使用も可
5	事業の 効果・成果の 確認方法	事業の効果・成果の確認方法を記載してください できるだけ数値を使い、達成状況が具体的にイメージできるように記載してください
6	協働の必要性 役割分担	協働の必要性、期待できる効果を記載してください 単独で取り組む場合と比較して、期待できる効果 貴団体のメリット、区のメリット 事業を実施するうえでの役割分担を記載してください 貴団体が担う役割 区に期待する役割
7	協働事業実施年 度を含めた将来 的な事業の展望	協働事業実施期間中における事業の充実に関する取り組み予定がありましたら記載してください 協働事業実施期間終了後の事業の展望がありましたら記載してください

枠は必要に応じて広げて記入してください。字の大きさは10~12ポイントで、A4用紙3枚以内を目安としてください。(両面印刷可)

(第3号様式)(第4条関係)

協働事業収支予算書

提案事業名	
-------	--

	区 分	金 額	算出根拠(単価×数量等)
収 入			
	受益者からの利用料、団体の自己資金などがありましたら記載してください		
	区負担金		
	収入計		
支 出			
	募集要項の6Pを参照に区分を分けて記載してください。 複数の事業を実施する場合は、事業ごとに区分を分けて記載してください。 印刷費やリース料などは、一般的に価格の把握ができないものについては、積算の根拠となる書類を提出していただく場合があります。		
	支出計		

団 体 概 要 書

(ふりがな) 団体名		
団体住所		
ホームページ		
代表者	氏名	
	住所	
	電話	(FAX)
	メール	
区からの 連絡先	氏名	
	住所	
	電話	(FAX)
	メール	
設立年月	団体設立	年 月
団体の目的	定款・規約・会則等に記載されている設立の目的を記載してください	
主な活動内容	貴団体として重点的に取り組んでいる活動を記載してください	
過去の活動実績	今回の提案事業に関連する過去の主な活動実績を記載してください 練馬区など行政機関から委託されて実施した事業がある場合は、その事業名や行政機関の名称を記載してください。	
団体の 構成員	役員、理事など	(人)
	専従有給職員	(人)
	常時活動しているボランティアスタッフ	(人)

練馬区NPO活動支援センター

練馬区NPO活動支援センターでは、複数の団体が各団体の活動拠点となる施設において、区内のNPO法人やボランティア団体の運営や活動を支援しています。

協働事業提案制度で提案に必要な提出書類の書き方や公開プレゼンテーションの方法などについて、アドバイスが必要な団体は、お気軽にご相談ください。

相談は、同センターの各運営団体に直接ご連絡ください。(相談時間：平日 9 時～17 時)

運営団体

NPO法人練馬区障害者福祉推進機構

住 所 練馬区豊玉北4 - 11 - 7 BS第2ビル

電 話 03-6904-1033 FAX 03-5946-4902

社会福祉法人練馬区社会福祉協議会

ボランティア・地域福祉推進センター

住 所 練馬区豊玉北6 - 12 - 1 練馬区役所東庁舎3階

電 話 03-3994-0208 FAX 03-3994-1224

NPO法人練馬明るい社会づくりの会

住 所 練馬区桜台1 - 6 - 5

電 話 03-6914-8987

NPO法人インターネットビジネス研究所

住 所 練馬区早宮1 - 18 - 15

電子メール info@ib-r.com

平成 25 年度
練馬区協働事業提案制度募集要項
(平成 26 年度事業実施分)

平成 25 年 (2013 年) 月

練馬区区民生活事業本部地域文化部

地域振興課地域コミュニティ支援係 (本庁舎 9 階)

〒176-8501 練馬区豊玉北 6 - 12 - 1

電 話 5 9 8 4 - 1 0 3 9 (直通)

ファクシミリ 3 5 5 7 - 1 3 5 1

電子メール chiiki02@city.nerima.tokyo.jp

区ホームページ <http://www.city.nerima.tokyo.jp/>